

# デジタル社会における地方創生の実現に向けた 財源の確保に関する提言

デジタル社会における地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国は令和4年内を目途に、デジタル田園都市国家構想総合戦略(仮称)を策定するとしているが、デジタルの力を活用しつつ、都市自治体が従来からの地方創生の取組も自主的・主体的に継続して実施できるよう、必要な財源の確保を図ること。

また、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

2. 「デジタル田園都市国家構想基本方針」において、地方創生推進交付金、地方創生拠点整備交付金及びデジタル田園都市国家構想推進交付金を新たに「デジタル田園都市国家構想交付金」として位置付けるとされているが、都市自治体のこれまでの取組に支障が生じないように、従来からの地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

3. 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るとともに、現下の物価高騰等に対応するため、都市自治体において、新たな対策やきめ細かな行政サービスを実施できるよう、今後の感染状況や経済状況等を踏まえつつ、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。